



山形県公報

平成18年3月24日(金)
第1727号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                                              |                 |
|----------------------------------------------|-----------------|
| 山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則.....               | (改革推進課) ...378  |
| 山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則..... | (健康福祉企画課) ... 同 |
| 山形県介護学習センター条例施行規則の一部を改正する規則.....             | (長寿社会課) ... 同   |
| 山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則.....                | (工業振興課) ...379  |
| 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則.....      | ( 同 ) ... 同     |
| 山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則.....                 | (生産流通課) ...381  |
| 山形県農業用排水施設管理規則の一部を改正する規則.....                | (農村計画課) ... 同   |
| 山形県県民の森条例施行規則.....                           | (森 林 課) ...383  |
| 山形県眺海の森条例施行規則の一部を改正する規則.....                 | ( 同 ) ...384    |
| 山形県源流の森条約施行規則の一部を改正する規則.....                 | ( 同 ) ... 同     |
| 山形県遊学の森条例施行規則の一部を改正する規則.....                 | ( 同 ) ... 同     |

### 告 示

|                                      |                         |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 山形県里山環境保全地域の指定.....                  | (環境保護課) ...385          |
| 山形県里山環境保全地域の保全計画.....                | ( 同 ) ... 同             |
| 指定居宅サービス事業者の指定の取消し.....              | (長寿社会課) ... 同           |
| 山形県産業科学館の開館時間及び休館日.....              | (工業振興課) ...386          |
| 土地改良区の役員の就任の届出.....                  | (村山総合支庁農村計画課) ... 同     |
| 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の県代行事の一部の完了..... | (交通基盤課) ... 同           |
| 県道の供用の開始.....                        | (村山総合支庁建設総務課) ... 同     |
| 道路の区域の変更.....                        | (村山総合支庁西村山総務建築課) ...387 |
| 同 .....                              | (置賜総合支庁建設総務課) ... 同     |
| 同 .....                              | ( 同 ) ... 同             |
| 県道の供用の開始.....                        | ( 同 ) ...388            |
| 河川区域の変更による廃川敷地等.....                 | (河川砂防課) ... 同           |
| 同 .....                              | ( 同 ) ... 同             |

### 教育委員会関係

#### 規 則

|                                         |     |
|-----------------------------------------|-----|
| 山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則.....    | 389 |
| 山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則.....      | 同   |
| 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則..... | 同   |

#### 訓 令

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 山形県スポーツ及び芸術奨学生選考委員会規程を廃止する訓令..... | 390 |
|-----------------------------------|-----|

## 企業局関係

## 規程

山形県営駐車場管理規程の一部を改正する規程..... 同

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請..... (村山総合支庁企画振興課) ... 同  
 平成18年度保育士試験の実施..... (児童家庭課) ... 391  
 県営住宅入居者の一般公募..... (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... 同  
 特定調達契約に係る落札者の公告..... (病院事業局) ... 394

規 則

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第18号

山形県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

山形県個人情報保護条例施行規則(平成13年3月県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第4条第4項第2号」を「第4条第4項第3号」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(不開示情報)

第5条の2 条例第12条第1項第2号口に規定する規則で定める警察職員は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある者とする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第19号

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山形県保健所及び山形県衛生研究所使用料、手数料条例施行規則(昭和48年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県介護学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県規則第20号

山形県介護学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護学習センター条例施行規則(平成12年11月県規則第128号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成12年10月県条例第70号」を「平成12年10月県条例第70号。以下「条例」という。」に改める。

第2条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条中「利用時間は」を「開館時間は、条例第2条の規定により指定

管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条中「次」を「条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第21号

山形県産業科学館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県産業科学館条例施行規則（平成12年12月県規則第131号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「利用時間は」を「利用時間は、条例第5条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条第1項中「次」を「条例第5条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改め、同項第1号中「月曜日が」を「その日が」に、「直後の」を「日後においてその日に最も近い」に改める。

第4条第1項及び第6条中「施設」を「展示コーナー等」に改める。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第22号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「別表第1」を「別表」に改める。

第1条の3を削る。

別表第1中

|           |     |      |   |
|-----------|-----|------|---|
| 染色堅ろう度試験機 | 30分 | 450円 | を |
|-----------|-----|------|---|

|           |     |      |    |
|-----------|-----|------|----|
| 染色堅ろう度試験機 | 30分 | 450円 | に、 |
| 熱画像解析装置   | 1時間 | 450円 |    |

|           |     |        |   |
|-----------|-----|--------|---|
| 複合環境試験装置  | 30分 | 1,000円 | を |
| 温湿度環境試験装置 | 30分 | 750円   |   |
| 振動試験装置    | 30分 | 250円   |   |
| 簡易試験装置    | 30分 | 200円   |   |

|           |      |         |
|-----------|------|---------|
| 複合環境試験装置  | 24時間 | 74,100円 |
| 温湿度環境試験装置 | 1時間  | 1,140円  |

|          |      |         |
|----------|------|---------|
| 振動試験装置   | 1 時間 | 2,180円  |
| 冷熱衝撃試験装置 | 24時間 | 13,970円 |

に、

|                    |     |      |
|--------------------|-----|------|
| マイクロフォーカスエックス線検査装置 | 30分 | 680円 |
|--------------------|-----|------|

を

|                    |     |      |
|--------------------|-----|------|
| マイクロフォーカスエックス線検査装置 | 30分 | 680円 |
| デジタルスコープ           | 30分 | 360円 |

に、

|       |      |      |
|-------|------|------|
| 凍結乾燥機 | 1 時間 | 610円 |
|-------|------|------|

を

|             |      |        |
|-------------|------|--------|
| 凍結乾燥機       | 1 時間 | 610円   |
| レトルト高圧蒸気滅菌器 | 1 時間 | 280円   |
| 恒温器         | 24時間 | 310円   |
| 温度勾配恒温器     | 24時間 | 2,120円 |
| 低温インキュベーター  | 24時間 | 1,050円 |

に、

|           |     |      |
|-----------|-----|------|
| 可視紫外分光光度計 | 30分 | 400円 |
|-----------|-----|------|

を

|            |     |      |
|------------|-----|------|
| 可視紫外分光光度計  | 30分 | 400円 |
| 顕微赤外分光分析装置 | 30分 | 850円 |

に、

|          |      |        |
|----------|------|--------|
| レーザー加工装置 | 1 時間 | 1,290円 |
|----------|------|--------|

を

|          |      |        |
|----------|------|--------|
| レーザー加工装置 | 1 時間 | 1,290円 |
| 陽極接合装置   | 1 時間 | 340円   |
| 電解放電加工装置 | 1 時間 | 300円   |

に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

この規則は、平成18年 4月 1 日から施行する。

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第23号

山形県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

山形県漁港管理条例施行規則（昭和44年7月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「第11条第1項」を「第11条第1項（条例第16条の3第2項の規定により読み替えて適用される場合を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県農業用排水施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第24号

山形県農業用排水施設管理規則の一部を改正する規則

山形県農業用排水施設管理規則（平成4年3月県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中第19号を第21号とし、第9号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 昭和堰頭首工

(10) 高松堰頭首工

別表第1中

|        |      |                               |       |
|--------|------|-------------------------------|-------|
| 最上川頭首工 | 最上川  | 標高126.70メートルから標高136.26メートルまで  | を     |
| 昭和堰頭首工 | 寒河江川 | 標高116.34メートルから標高121.435メートルまで |       |
| 高松堰頭首工 | 寒河江川 | 標高137.59メートルから標高143.59メートルまで  | に改める。 |

別表第2中

|       |                |                |   |
|-------|----------------|----------------|---|
| 赤川頭首工 | 5月16日から同月25日まで | 毎秒46.761立方メートル | を |
|       | 5月26日から同月31日まで | 毎秒34.004立方メートル |   |
|       | 6月1日から同月10日まで  | 毎秒33.927立方メートル |   |
|       | 6月11日から同月20日まで | 毎秒33.260立方メートル |   |
|       | 6月21日から同月30日まで | 毎秒33.212立方メートル |   |
|       | 7月1日から同月10日まで  | 毎秒33.599立方メートル |   |
|       | 7月11日から同月20日まで | 毎秒34.287立方メートル |   |
|       | 7月21日から同月31日まで | 毎秒32.539立方メートル |   |
|       | 8月1日から同月10日まで  | 毎秒32.526立方メートル |   |

|  |                |                |
|--|----------------|----------------|
|  | 8月11日から同月20日まで | 毎秒28.994立方メートル |
|  | 8月21日から同月31日まで | 毎秒21.579立方メートル |

に、

|       |                |                |
|-------|----------------|----------------|
| 赤川頭首工 | 5月1日から同月10日まで  | 毎秒42.020立方メートル |
|       | 5月11日から9月15日まで | 毎秒31.673立方メートル |

を

|  |                  |               |
|--|------------------|---------------|
|  | 9月11日から翌年5月15日まで | 毎秒0.336立方メートル |
|--|------------------|---------------|

に、

|        |                  |                |
|--------|------------------|----------------|
|        | 9月11日から翌年5月15日まで | 毎秒0.336立方メートル  |
| 昭和堰頭首工 | 4月1日から5月5日まで     | 毎秒3.353立方メートル  |
|        | 5月6日から同月15日まで    | 毎秒11.332立方メートル |
|        | 5月16日から9月10日まで   | 毎秒8.983立方メートル  |
|        | 9月11日から翌年3月31日まで | 毎秒3.206立方メートル  |
| 高松堰頭首工 | 4月1日から5月5日まで     | 毎秒0.599立方メートル  |
|        | 5月6日から同月15日まで    | 毎秒2.112立方メートル  |
|        | 5月16日から9月10日まで   | 毎秒1.763立方メートル  |
|        | 9月11日から翌年3月31日まで | 毎秒0.495立方メートル  |

を

|                |               |
|----------------|---------------|
| 5月12日から同月26日まで | 毎秒3.342立方メートル |
| 5月27日から8月29日まで | 毎秒2.713立方メートル |
| 8月30日から9月8日まで  | 毎秒1.575立方メートル |

に、

|                |               |
|----------------|---------------|
| 5月1日から同月15日まで  | 毎秒3.214立方メートル |
| 5月16日から8月31日まで | 毎秒2.615立方メートル |
| 9月1日から同月8日まで   | 毎秒1.349立方メートル |

を

|                |               |
|----------------|---------------|
| 5月12日から同月26日まで | 毎秒2.747立方メートル |
| 5月27日から8月29日まで | 毎秒2.266立方メートル |

|                |               |
|----------------|---------------|
| 8月30日から9月8日まで  | 毎秒1.327立方メートル |
| 5月12日から同月26日まで | 毎秒3.765立方メートル |
| 5月27日から8月29日まで | 毎秒3.181立方メートル |
| 8月30日から9月8日まで  | 毎秒1.828立方メートル |

を

|                |               |
|----------------|---------------|
| 5月1日から同月15日まで  | 毎秒2.653立方メートル |
| 5月16日から8月31日まで | 毎秒2.191立方メートル |
| 9月1日から同月8日まで   | 毎秒1.139立方メートル |
| 5月1日から同月15日まで  | 毎秒3.681立方メートル |
| 5月16日から8月31日まで | 毎秒3.058立方メートル |
| 9月1日から同月8日まで   | 毎秒1.552立方メートル |

に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県民の森条例施行規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第25号

山形県民の森条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県民の森条例（昭和56年7月県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用日等）

第2条 山形県民の森の施設で次表の左欄に掲げるものの利用日及び利用時間は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

| 名 称                                     | 利 用 日                                                                                                     | 利 用 時 間                                                    |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 森林学習展示館<br>森の工房「む・う・ぶ」<br>フィールドアスレチック施設 | 4月29日から11月30日までの日（月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）を除く。） | 午前9時から午後4時30分まで                                            |
| 野営場                                     | 7月1日から9月30日までの日                                                                                           | 宿泊を伴わない利用にあつては午前9時から午後4時30分まで、宿泊を伴う利用にあつては午後1時から翌日の午前11時まで |

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県眺海の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第26号

山形県眺海の森条例施行規則の一部を改正する規則

山形県眺海の森条例施行規則（平成2年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(利用日等)」に改め、同条中「使用日及び使用時間は」を「利用日及び利用時間は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条第1号中「使用日」を「利用日」に、「11月30日まで」を「11月30日までの日」に、「月曜日が」を「その日が」に、「その直後の」を「その日後においてその日に最も近い」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県源流の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第27号

山形県源流の森条例施行規則の一部を改正する規則

山形県源流の森条例施行規則（平成9年7月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「)の施行」を「。以下「条例」という。)の施行」に改める。

第2条の見出しを「(利用日等)」に改め、同条中「使用日及び使用時間は」を「利用日及び利用時間は、条例第3条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条の表中

「

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 使 | 用 | 日 | 使 | 用 | 時 | 間 |
|---|---|---|---|---|---|---|

を「

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 利 | 用 | 日 | 利 | 用 | 時 | 間 |
|---|---|---|---|---|---|---|

に、

「11月30日まで」を「11月30日までの日」に、「月曜日が」を「その日が」に、「その直後の」を「その日後においてその日に最も近い」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県遊学の森条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第28号

山形県遊学の森条例施行規則の一部を改正する規則

山形県遊学の森条例施行規則（平成15年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「)の施行」を「。以下「条例」という。)の施行」に改める。

第2条の見出しを「(利用日等)」に改め、同条中「使用日及び使用時間は」を「利用日及び利用時間は、条例第2条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改め、同条の表中

「

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 使 | 用 | 日 | 使 | 用 | 時 | 間 |
|---|---|---|---|---|---|---|

を「

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 利 | 用 | 日 | 利 | 用 | 時 | 間 |
|---|---|---|---|---|---|---|

に、

「12月28日まで」を「12月28日までの日」に、「月曜日が」を「その日が」に、「その直後の」を「その日後においてその日に最も近い」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。



## 告 示

### 山形県告示第228号

山形県自然環境保全条例（昭和48年3月県条例第21号）第14条の2第1項の規定により、里山環境保全地域を次のとおり指定する。

なお、区域図は、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 名 称 山形県沼の台里山環境保全地域
- 2 区 域 縦覧に供する区域図のとおり。

### 山形県告示第229号

山形県自然環境保全条例（昭和48年3月県条例第21号）第14条の3第1項の規定により決定した山形県沼の台里山環境保全地域に関する保全計画は、次のとおりである。

なお、関係図書は、文化環境部環境保護課及び最上総合支庁保健福祉環境部環境課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

#### 山形県沼の台里山環境保全地域保全計画

#### 1 自然環境の保全に関する基本的な事項

##### (1) 保全すべき自然環境等の特質

当地域は、丘陵、池沼あるいは谷が混在する地形が見られるとともに、ブナ二次林を中心とする冷温帯日本海要素の植物や希少な湿生植物が生育し、また、地形と植物相に関連する豊富な動物種が生息しているなど、高い生物多様性を維持している。これらは、主に地すべり及び多雪という当地域特有の要因と、そこに住む人間の活動とが相まって創り出されたものであり、里山環境として優れている。

##### (2) 権利制限関係等の概要

当地域の中核をなす長沼、男沼、女沼の周辺の森林は、保安林に指定されている。

当地域の東側に隣接する赤松川流域は砂防指定地に、西側に隣接する棚田及び集落地は地すべり防止区域に指定されている。

##### (3) 保全施設に関する方針

保全施設は、県森林課により整備された生活環境保全林及び近隣の地すべり防止や砂防のための事業との整合性に配慮し、巡視歩道、砂防施設、標識その他これに類する施設の整備及び病虫害防除、植生復元のための事業を必要に応じて実施する。

#### 2 自然環境の保全のための施設に関する事項

縦覧に供する保全施設計画図のとおりとする。

#### 3 自然環境の保全に資する里山環境保全地域及びその周辺の地域における農林漁業その他の人の活動に関する事項

自然の回復力を超えない範囲の適度な利用を継続しながら地域内の自然環境を維持することを基本とし、この地に特有な地すべり防止や砂防のための事業との整合を図りつつ、指定地域の秀逸な自然環境の資質保全のための積極的な活動を受容する。

### 山形県告示第230号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称及び所在地 | 事業所の名称及び所在地                      | 居宅サービスの<br>種類   | 取消年月日      |
|-------------------------|----------------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社きらら<br>米沢市徳町4番26号   | 介護付有料老人ホームサンメイトきらら<br>米沢市徳町4番26号 | 特定施設入所者<br>生活介護 | 平成18. 3.24 |

## 山形県告示第231号

山形県産業科学館条例の一部を改正する条例（平成17年3月県条例第35号）による改正後の山形県産業科学館条例（平成12年10月県条例第72号）第6条第2項の規定により、山形県産業科学館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 開館時間

午前10時から午後6時まで

## 2 休館日

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 3 適用期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

## 山形県告示第232号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、若木土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 滝 口 博 志 | 東根市大字野川2237番地 |

## 山形県告示233号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により県が施行している町道の改築工事の一部を次のとおり完了する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

| 路 線 名<br>(市町村名)  | 工事の一部完了の区間                                   | 工事の種類  | 工事の開始<br>年 月 日 | 工事の一部完了<br>年 月 日 |
|------------------|----------------------------------------------|--------|----------------|------------------|
| 飯豊川西線<br>(飯 豊 町) | 西置賜郡飯豊町大字椿字鴨川原東576番2から<br>同 大字添川字中洞一6426番7まで | 橋梁整備工事 | 平成15. 2.21     | 平成18. 3.24       |

## 山形県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路 線 名 山形天童線

- 2 供用開始の区間 山形市相生町657番15から  
同 679番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月24日

## 山形県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課において平成18年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|----------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 西村山郡朝日町大字和合字小笹1822番1から<br>同 字北又368番1まで | 旧    | 38.0メートル<br>と<br>8.3  | メートル<br>1,582 |
| 西村山郡朝日町大字和合字小笹1822番1から<br>同 字北又2779番まで | 新    | 72.5メートル<br>と<br>14.0 | メートル<br>1,645 |

## 山形県告示第236号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                               | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-----------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 南陽市下荻字才津堂466番1から<br>同 字二十日檀56番2まで | 旧    | 42.4メートル<br>と<br>7.2  | メートル<br>597 |
| 同 上                               | 新    | 69.2メートル<br>と<br>14.8 | 同 上         |

## 山形県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形南陽線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長           |
|-------------------------------------|------|-----------------------|---------------|
| 南陽市金山字原二4173番1から<br>同 字八幡山4971番41まで | 旧    | 31.4メートル<br>と<br>6.0  | メートル<br>1,410 |
| 同 上                                 | 新    | 同 上                   | 同 上           |
| 同 上                                 |      | 50.2メートル<br>と<br>14.0 | メートル<br>1,299 |

## 山形県告示第238号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成18年3月24日から同年4月6日まで縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 山形南陽線
- 2 供用開始の区間 南陽市下荻字才津堂466番1から  
同 字二十日檀56番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年3月24日

## 山形県告示第239号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系指首野川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成18年3月16日
- 3 廃川敷地等の位置  
新庄市大字十日町字中山野村西5649 - 6地先から（上流端）  
新庄市大字十日町字中山野村西5649 - 6地先まで（下流端）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,211.43㎡

## 山形県告示第240号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び最上総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系金山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成18年3月16日
- 3 廃川敷地等の位置  
最上郡金山町大字有屋字向田表1257 - 21地先から（上流端）  
最上郡金山町大字有屋字向田表1257 - 29地先まで（下流端）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 4,386.04㎡

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委員長 伊 藤 晴 夫

#### 山形県教育委員会規則第3号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の表に定める額の2分の1に相当する額を減額し及び」を削り、「同表備考第1項」を「山形県立学校施設使用料条例（昭和39年10月県条例第71号）の表備考第2項」に改め、同条第2項を削る。

別表中「

|            |
|------------|
| 山形県立荒砥高等学校 |
|------------|

」を「

|             |
|-------------|
| 山形県立荒砥高等学校  |
| 山形県立鶴岡北高等学校 |

」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委員長 伊 藤 晴 夫

#### 山形県教育委員会規則第4号

山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例施行規則を廃止する規則

山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例施行規則（昭和61年4月県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

#### 附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に、山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例を廃止する条例（平成18年3月県条例第34号）による廃止前の山形県スポーツ及び芸術奨学金貸与条例（昭和61年3月県条例第26号）の規定により奨学金を貸与された者については、この規則による廃止前の第5条第3項、第8条第1項、第9条、第10条、第12条及び第13条の規定は、なおその効力を有する。

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委員長 伊 藤 晴 夫

#### 山形県教育委員会規則第5号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館条例施行規則（平成5年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「開館時間は」を「開館時間は、条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き」に改める。

第3条第1項中「次」を「条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合を除き、次」に改める。

第4条中「入館料」を「入館料（条例第4条の規定により指定管理者が管理を行う場合にあつては、資料館の入館に係る料金）」に改める。

## 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 訓 令

## 山形県教育委員会訓令第1号

庁 中  
教 育 機 関

山形県スポーツ及び芸術奨学生選考委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成18年3月24日

山形県教育委員会

委員長 伊 藤 晴 夫

山形県スポーツ及び芸術奨学生選考委員会規程を廃止する訓令

山形県スポーツ及び芸術奨学生選考委員会規程（昭和61年4月県教育委員会訓令第6号）は、廃止する。

## 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

企 業 局 関 係

## 規 程

## 山形県企業管理規程第3号

山形県営駐車場管理規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月24日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県営駐車場管理規程の一部を改正する規程

山形県営駐車場管理規程（平成2年9月企業管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県営駐車場管理条例施行規程

第1条中「県が設置する駐車場事業の用に供する施設（以下「駐車場」という。）の管理」を「山形県営駐車場管理条例（平成2年3月県条例第15号）の施行」に改める。

第3条の見出しを「（出入口の閉鎖時間）に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「出入口は」を「出入口は、山形県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年12月県条例第61号）第2条の2の規定により指定管理者が管理を行う場合（以下「指定管理者が管理を行う場合」という。）を除き」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前項の規定にかかわらず、出入口」を「前項に規定する出入口」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条から第7条までを削る。

## 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 申請のあった年月日

平成18年3月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人 S A G A E 郷

(2) 代表者の氏名

柏倉 實

(3) 主たる事務所の所在地

寒河江市大字西根字石川西375番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、寒河江市内の地域社会に対して自然環境に対する意識の高揚と社会啓蒙を図り、自然環境を保全する事業を行いながら、自然との共生や子どもの健全育成、まちづくりの推進、地域の安全、福祉の増進等に寄与することを目的とする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日            | 時 間             | 場 所                       |
|-----|----------------|-----------------|---------------------------|
| 筆 記 | 平成18年8月2日(水)   | 午前9時30分から午後4時まで | 山形市七日町三丁目1番11号<br>山形県産業ビル |
|     | 平成18年8月3日(木)   | 午前9時30分から午後4時まで |                           |
| 実 技 | 平成18年10月15日(日) | 別途指定する。         | 山形市片谷地515<br>山形短期大学       |

2 受験手続

受験申請書を平成18年5月8日(月)から同月19日(金)までの間に東京都豊島区高田三丁目19番10号明治安田生命高田馬場第二ビル6階社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成18年5月19日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。）

3 その他

- (1) 平成18年保育士試験の案内を県庁及び各総合支庁において配布する。
- (2) 平成18年保育士試験実施要項及び受験申請書の配布を希望する者は、「山形県保育士試験実施要項請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼付けし、あて先を明記した返信用封筒（角型2号）を同封して、平成18年4月10日(月)から同年5月12日(金)までの間に、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに郵送すること（平成18年5月12日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。）
- (3) 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120-4194-82）に問い合わせること。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成18年3月24日

山形県知事 齋 藤 弘

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                         | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要                       |                                    |
|----------------|-----------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|--------------------------|------------------------------------|
|                |                             | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え153,000円<br>以下の者 | 収入が153,000円<br>を超え178,000円<br>以下の者 | 収入が178,000円<br>を超え200,000円<br>以下の者 | 収入が200,000円<br>を超え238,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が238,000円<br>を超え268,000円<br>以下の者 |
| 県営成田アパート       | 長井市成田3102<br>- 3            | 3DK  | 58.4                          | 1    | 一般用 | 14,600                  | 17,700                             | 20,900                             | 24,100                             | 27,900                             | 32,000 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 |                                    |
| 同 小国アパート<br>1号 | 西置賜郡小国町<br>大字兵庫3 -<br>3 - 9 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 12,500                  | 15,200                             | 18,000                             | 20,700                             | 24,000                             | 27,500 |                          |                                    |
| 同 白鷹アパート       | 同 白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>- 1   | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 12,500                  | 15,200                             | 18,000                             | 20,700                             | 24,000                             | 27,500 |                          |                                    |



(注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者又は昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上又は昭和31年4月1日以前に生まれた者若しくは18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯又は入居申込みに係る過去1年間(平成16年8月以降の公募)のうち3回以上の公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった者で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成18年4月3日から同月12日まで(ただし、郵送の場合は、平成18年4月12日までの消印のあるものに限り有効とする。)

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜西事務所  
(山形県長井市高野町二丁目3番1号)

## 5 入居の時期 平成18年5月中旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年3月24日

山形県立日本海病院長 新 澤 陽 英

- 1 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
債務負担行為山形県立日本海病院院内清掃業務 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院総務課施設係  
酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- (3) 落札者を決定した日 平成18年2月15日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
日本美装株式会社  
埼玉県さいたま市浦和区常盤九丁目14番6号
- (5) 落札金額 138,600,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 山形県物品等又は特定役務の調達手続きの特例に関する規則(平成7年12月県規則第95号。以下「特例規則」という。)第3条の公告を行った日 平成17年12月20日
- 2 (1) 落札に係る物品等の名称及び数量  
債務負担行為山形県立日本海病院院内寝具及び病衣賃貸サービス 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立日本海病院医事経営課用度係  
酒田市あきほ町30番地 電話番号0234(26)2001
- (3) 落札者を決定した日 平成18年2月15日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
東北リネン株式会社  
酒田市東町二丁目2番地の18
- (5) 落札金額
 

|                |         |
|----------------|---------|
| (イ) 入院患者寝具     | 110.25円 |
| (ロ) 新生児・未熟児用寝具 | 99.75円  |
| (ハ) 当直仮眠室用寝具   | 93.45円  |
| (ニ) 病衣         | 43.05円  |
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- (7) 特例規則第3条の公告を行った日 平成17年12月20日